ICT利活用戦略ワーキンググループ(第1回)議事要旨

- 1 日 時 平成23 年2 月17 日 (木) 13:30~15:30
- 2 場 所 総務省8階第1特別会議室
- 3 出席者(敬称略)

村上輝康、國領二郎、秋山昌範、猪狩典子、中山雅之(岩野和生代理出席)、梶川融、角泰志、亀岡孝治、篠﨑彰彦、三谷慶一郎、山田肇

4 議事概要

(1) 原政策統括官挨拶

- ・今年2011年は、ブロードバンドゼロ地域が解消し、地上デジタル放送へ完全移行するということで、通信・放送ネットワークの完全デジタル化が実現する、いわば節目の年。そこで総務省は、2020年ごろまでを視野に入れ、知識情報社会の実現に向けた情報通信政策の在り方について、去る2月10日に開催された情報通信審議会に諮問したところ。この検討のために、同日開催された審議会の情報通信政策部会で検討アジェンダが示された。その中の項目の1つに、「ICTの利活用促進に関する環境整備の在り方」が取り上げられている。このことを集中的に検討するため、部会のもとに新事業創出戦略委員会というものがつくられたが、委員会の中に、ICT利活用戦略ワーキンググループ(以下、「WG」という。)が設置されたところ。
- ・総務省ではここ数年、ブロードバンド基盤の整備に比べ後れているICTの利活用を推進するために、交付金事業、あるいは委託事業という形で、地方公共団体、NPO、あるいは企業等にモデルとなる事業を提案してもらい、それを実施、その成果を国の方にフィードバックしてもらいながら全国展開を図っていこうという政策を実施してきたところ。ただ残念ながら、なかなか、その全国展開が進まない、ICTの利活用が進まないという状況にある。また、昨年の事業仕分けでも厳しい指摘を受けた。そこで、ここで1度立ちどまって、総務省として重点的に取り組むべきICTの利活用分野と、その推進方策を改めて検討することとしたところ。
- ・限られた時間であるが、皆様方におかれては、それぞれの専門的な見地から、忌憚のないご意見を賜りたい。

(2) 構成員の紹介

(3) 開催要綱の確認等

(4) 資料利 1-1 「ICT利活用戦略WG 開催要綱(案)」については、特段の意見なく了承された。

(5) 村上座長挨拶

- ・ICTそのものについては、フルデジタル化が完了ということであるが、ここ二、三年、 クラウド化やグローバルプラットフォーム化、ソーシャル化というような、目が眩むよう な変化が次々に起こっている。政策サイドでも、ここ数年、特にここの二、三年、大きな 構造変化が起ころうとしている。
- ・そういう中で、ICTの変化と政策環境の変化にうまく折り合いをつけなければならないという非常にナローなパスを走らねばならない本WGであるが、お集まりの皆様は各分野で非常に深い経験を持ち、高い知見をお持ちなので、ぜひ皆様と一緒にこのナローパスを超えていくようなお仕事をできればというふうに思っている。よろしくお願いする。

(6) 國領座長代理挨拶

・いろいろな意味で転換点であると思う。どういう取組ができるか、しっかり皆さんと議 論できればと思っている。よろしくお願いする。

(7)検討の進め方について

安藤情報流通振興課長から資料利1-2「ICT利活用戦略WGにおける検討の進め方について」に基づき、以下のとおり説明があった。

- ・2月10日に、情報通信審議会総会及び政策部会が開かれ、新事業創出戦略委員会の設置が決定され、本日午前、新事業創出戦略委員会が開催され、本WGの設置が決定された。
- ・「開催目的」であるが、諸分野におけるICTの持つ潜在力の発揮が期待されている。 しかしながら、各種国際比較データを見ても、我が国のICT利活用の取組が後れている という状況にある。そういったことを背景として、①今後、総務省がICT利活用を重点 的に推進していく分野と推進方策、②ICT利活用施策に求められる効率性、公正性、説 明責任を担保し、効果の最大化を確保するための方法論、この2つについて検討していた だくということが開催の目的。
- ・②について補足すると、ICT利活用政策に関しては、昨年、一昨年の「事業仕分け」でも随分と議論されてきた。そこで問われたのは、「ICTの利活用を、なぜ国が推進する必要があるのか?」、あるいは「国の中で、なぜ総務省が推進する必要があるのか?」、また、「十分に国民の税金を使う、その税金に見合うだけの効果が上がっているのか?」

等について、かなり議論がなされたという状況にある。

- ・そういった I C T 利活用政策の必要性、効果といったものに対する議論が必要であるということ、それからもう一つは、ご案内のとおり、財政再建の重要性といったものが、かなり明確に認識をされてきているという中で、これは利活用政策だけにとどまるわけではないが、国の政策の効率性、公正性、説明責任、あるいは投資効果の最大化といったものが一般的に求められている。私どもの I C T 利活用政策についても、その例外ではない。そういったこともあり、この2点について、この際ご議論をいただきたいというのが趣旨である。
- ・開催の期間に関しては、一次とりまとめを7月頃に予定している。一次とりまとめ (案)の検討を5月の末ごろということで、この間、六、七回の議論をいただきたいと考 えている。
- ・前半で、①ICT利活用を重点的に推進していくべき分野と推進方策の検討の議論を、 それから後半部分で、②ICT利活用施策の在り方の検討ということで、議論をお願いし たい。

これについて、以下の意見交換が行われた。

- ・現在、上位レイヤの利活用では「モバイル」が大変伸びていくと考えられるので、IC T政策でも、それが1つの要になろうかと思う。その意味で、電波政策のようなものは、 政策を検討する様々な体制の中で、どのあたりで議論されるのかを確認しておきたい。
- ・現時点では特段、「電波政策」というふうな切り出しはないが、今回の諮問自体は I C T全般に扱うので、その中にそれぞれ溶け込んでいると言える。 <事務局>
- ・スコープの話であるから、明確にしておく必要がある。情報通信政策部会に「研究開発 委員会」と「新事業創出戦略委員会」という二つの委員会があるので、研究開発的なもの は本WGでは扱わないということは、まず理解しておくべき。<村上座長>
- ・その横に「国際戦略」と「標準化戦略」、「地域活性化戦略」というのが並んでいるが、これはこれで、別途議論をする。いわゆる利活用プロジェクトに係るようなものを、本W Gでは扱う。「戦略」ということなので、その戦略の中に今のモバイルについての考え方みたいなものは入っていくかもしれないが、電波政策そのものを扱うということはないと考える。前提条件のひとつとして、扱うということだと思う。<村上座長>
- ・ICTの利活用や電波の有効利用という面で、昨年後半ぐらいからオークションの議論 が鍵になっているようであるが、その点は、WGの議論の中で所与のものとして考えたほ

うがいいのか、あるいは、そこも含めて考えていくということか。

- ・その議論はパラレルに進んでいるので、その動きも横目で見ながら、ということであろう。オークションの問題をここで真正面からやるということはないと思う。<村上座長>
- ・農業利用で、無線を使い出しているが、2.4 ギガの帯域は実は水の吸収帯域で、森林等では全く使えない帯域になっている。農業に本当にICTを屋外で使おうと思うのであれば、この電波帯域というのが1つの重要な論点になる。
- ・「利活用を推進する」という目的のために必要な議論というのは、おそらくやっていく ことになる。<村上座長>

(8) これまでの I C T 利活用施策について

安藤情報流通振興課長から資料利1-3 「これまでのICT利活用施策 取組の経緯」を中心に、適宜、資料利1-5 「これまでの主なICT利活用施策(プロジェクト)一覧」も参照しながら、以下のとおり説明があった。

- ・何をもってICT利活用政策と言うのかは、なかなか難しい。ここでは、特定の分野におけるICTの利活用を推進するための課題の解決のために、例えば実証実験等を行う、そういったものを典型例として並べている。特定の分野ということで、教育とか、医療といったジャンルで整理をしている。人材とか、ユニバーサルデザイン、アクセシビリティとか、情報セキュリティといったものは、利活用をするための1つの環境整備ということで採り上げている。
- ・まず、教育分野。【1-1】、【1-2】は、学校のインターネット接続率が非常に低い状況において、総務省と文科省が共同で独立行政法人NICTに出資をするという形で、NICTが実験用のネットワークをつくり、これに学校に接続を促すというようなことで行ったプロジェクト。アウトカムの欄にあるように、これにより学校の接続、インターネット接続率が非常に向上した。その後、学校向けの教育コンテンツの配信等の取組は実施してきていたが、教育分野全体の利活用の取組としては、【1-3】「フューチャースクール推進事業」を今年度から実施している。来年度からは、総務省と文科省が共同の実施要綱を設定し、文科省はコンテンツ開発事業を実施、総務省はICT環境整備を行って、ともにガイドラインを策定するということで取組みを進める予定。現在、文科省が教育の情報化ビジョンというものをつくろうとしているが、これに基づき、全国普及に向けた大きな一歩となることを想定し、取り組んでいる。
- ・2つ目が医療。医療については平成20年度からということで、比較的最近取り組み始

- めた。【2-1】「健康情報活用基盤実証事業」は、厚生労働省、経済産業省と3省共同で、沖縄県の浦添市で実施をした。共通のフィールドで、目的をそれぞれ分担して、プロジェクトの予算の分担等は行った。アウトカムにあるが、EHR構築のため技術課題の把握といったことが目的。来年度以降、3省ともにこの浦添事業での成果を生かして、総務省では実用により近い広域共同利用型、あるいはクラウド型のEHR構築のための実証実験を行いたいと考えている。【2-2】「ユビキタス健康医療技術推進事業」に関しては、センサーとか電子タグ等の技術を医療現場に持ち込み、技術課題の把握を目指すもの。厚生労働省はこの総務省の実証実験の結果を元とし、医療現場での安全性、有効性の検証を行うことになっている。来年度は在宅での患者の健康管理といったことを内容にした検証を行う予定。
- ・3番目が、防災、防犯。【3-1】は平成18年度補正予算であるが、公募により全国16カ所で児童見守りのためのシステムを構築、実運用し、他の地域での導入に資する手引き書を作成する等の取組。
- ・次は行政、すなわち電子政府、電子自治体の関係。まず【4-3】「情報通信システム 整備促進事業」であるが、これは自治体イントラネットのソフト開発経費を助成するとい うもの。自治体イントラネットのハード整備の助成もこれとは別にある。【4-3】につ いては、いわゆる三位一体の改革によって整理・合理化し、17年度で終了になったとい うもの。それから、 $\begin{bmatrix} 4-1 \end{bmatrix}$ 、 $\begin{bmatrix} 4-2 \end{bmatrix}$ 。「電子行政サービス等へのアクセス手段の 多様化」、あるいは「行政業務システム連携推進事業」。これは例えば、旧政権で国民電 子私書箱構想というのがあったし、現政権では、個人IDとか企業IDの導入に関する検 討が進んでいるが、これら電子政府のかぎとなるプラットフォームの技術面での課題把握 を目的としている。内閣官房 I T戦略室とか、それから行政管理局等と連携をしながら取 り組んでいる。それから、【4-5】及び【4-6】、どちらも地域情報プラットフォー ム関連事業。これは自治体業務システムの標準仕様を策定し、それにより例えば、ベンダ ーロックインの回避とか、あるいはシステム間連携によるワンストップの実現とか、そう いったものを目指すもの。この事業成果は【4-7】「地方自治体へのクラウド導入の全 国的展開に必要な連携基盤等に係る実証実験」に引き継がれる。この地域情報プラットフ ォームを前提とした技術的課題の整理や、あるいは共通ルール案の策定といったものが行 われる。
- ・それから、環境分野。これも平成19年度からと、比較的最近から開始した。【6

- -1】「先進的社会システム構築に向けた総合的施策の推進」という調査研究。この中で初めてICTのCO2排出削減に向けた可能性といったものに着目した研究を行った。この成果を受け、国際電気通信連合(ITU)に働きかけをし、ITUの場で削減効果の評価手法等に関する国際標準化活動を開始させたというような経緯がある。そういう国際標準化活動の開始に対応して、【6-2】以下の施策が展開されてきている。【6-2】「低炭素社会実現ICT推進事業」及び【6-5】「グリーンICT推進事業」に関しては、今申し上げたITUでの削減の評価方法や、あるいはベストプラクティスの国際標準化に寄与する日本案を作成するための実証実験である。それから、【6-3】及び【6-4】は21年度の補正予算であるが、スマートコミュニティ構築に資するシステムの技術仕様を作成し、他の地域に展開をしていく、あるいはITUに提案をしていくというようなことを目的とするともの。
- ・次は交通。ITSである。【11-1】「安全運転支援情報通信システム実用化のための調査及び実証」は、ITSの安全運転支援に関する有効性の検証と技術条件の検討といったことを目的としている。【11-2】「低炭素社会の実現に向けたITS情報通信システムの調査及び実証」は、ITSの CO_2 排出削減効果の検証と技術条件の検討といったようなことが目的。これに関しては、先ほどの環境と同様、ITUに貢献しているということもある。いずれも、経済産業省等の関係省庁と連携をして取り組んできている。
- ・次にユニバーサルデザイン・アクセシビリティ。【7-1】、【7-2】、【7-3】 は、いずれも高齢者・チャレンジド向けのICTサービスの開発や、あるいはその実施に

対する助成。それから【7-4】「みんなの公共サイト運用モデルの運用」は、自治体等のホームページのアクセシビリティの向上のためのモデルの作成、配布等を内容としている。平成16年度、17年度で1度つくったものを、今年度に改定ということで、少し間があいて再開をしている。

- ・次に情報セキュリティ。情報セキュリティは研究開発が中心になっている。【8-1】「スパムメールやフィッシング等サイバー攻撃の停止に向けた試行」では、主としてボットウイルス対策のための基盤技術の確立が目的ということになっている。【8-2】「情報の来歴管理等の高度化・容易化に関する研究開発」では、情報漏えい防止のための基盤技術の確立が目的での研究開発。それから、【8-3】「マルウェア配布等危害サイト回避システムの実証実験」では、ユーザが危害サイトにアクセスすることを回避するシステムの実証及び有効性の検証。【8-4】「大規模仮想化サーバ環境における情報セキュリティ対策技術の研究開発」は、クラウドの利活用を促進するという観点から、クラウド環境でのセキュリティ技術の確立を目標とした技術開発。【9-5】「情報通信セキュリティ人材育成センター開設支援事業」は、セキュリティ環境の人材育成を行う事業者に対する助成。
- ・最後に人材関係。人材に関しては、大きく「メディアリテラシーの普及、啓発」というものと、それから「高度ICT人材の育成」とに分けられる。【9-1】がメディアリテラシーに関するもので、10年以上の長きにわたり実施をしてきている。メディアリテラシーの啓発に資する教材等をつくり、これを用いて普及、啓発活動を行っているもの。高度ICT人材の育成に関するものには人材研修事業を行う民間等への助成というものと、それから教材等の開発、そういったものに分けられる。【9-3】「情報通信人材研修事業支援制度」は、平成13年度に創設以来、昨年度の事業仕分けで廃止とされるまで、研修事業者に助成を実施してきたもの。それから、平成14年度補正予算で措置された【9-4】「高度IT人材育成センター開設支援事業」及び【9-5】、平成16年度から 18年度までの 3 カ年であるが、先ほど申し上げた「情報通信セキュリティ人材育成センター開設支援事業」は、人材育成事業を行う事業者の施設整備や教材開発の経費を助成するというもの。【9-6】から【9-10】は、いずれも教材や教育システムの開発を行うというもの。【9-6】「コビキタスラーニング基盤の開発実証」は、携帯電話を端末とした e ラーニングシステムの開発といったもの。【9-7】「高度情報通信人材育成プログラムに関する調査・開発」、【9-8】「高度情報通信人材育成体系の開発」は、

いずれも高度情報通信人材育成用のPBL教材の開発等を行うもの。【9-9】「最先端ネットワーク技術を活用した遠隔教育システムの開発・実証」は、高度情報通信人材育成にクラウド環境を提供するための技術仕様を作成するもの。【9-10】「高度 ICT利活用人材育成プログラム開発事業」は、クラウドを使いこなせる人材の育成のための教材等の開発を実施するもの。

- ・以上が資料利1-3に基づく、これまでの主だったICT利活用施策の概要である。非常に数が多くわかりにくかったと思う。ここから先は、これまでの分野ごとの取組の歴史的な話も含めた、少し分野横断的な説明をさせていただきたい。
- ・今申し上げたように、分野に関しては、医療、教育・健康、あるいは行政、この3分野が中核となっている。これは内閣官房のIT戦略本部の方針・戦略等とも大体一致をするということで、そちらでも重要3分野として位置づけられてきたもの。
- ・その他、防災・防犯だとか、あるいはテレワークとか就労、あるいは環境、ITSというような分野がある。いずれも総務省独自というよりは、IT戦略等にその根拠があるような、政府全体での政策課題と位置づけられたもので取り上げられてきている。したがって、ICT利活用政策とはいうが、意外と分野は限定されている。
- ・教育、医療、行政というのは、いずれも公的主体が非常に大きかったり、公的関与が非常に大きい分野。また、就労とか環境とかITSは、必ずしも公共主体が中心となるものではないが、それでも「テレワーク人口倍増」や「 CO_2 排出削減25%」等、政府が大きな目標を掲げて国家的な取組をするべき分野ということで位置づけられているもの。そういった意味で、分野は意外と限定されている。それ以外に、先ほど申し上げたセキュリティ、人材、あるいはアクセシビリティといったような「利用環境の整備」というようなことでの取組がある。以上が分野の特色。
- ・それから、執行形態については、資料利1-5にもあるが、ほとんどが委託か請負。いずれも国との契約により、民間が実証実験を実施し、何らかの成果を国に報告するという形になっている。受託者あるいは請負者たる民間と国との費用負担に関しては、国から支払われるお金の用途についての限定はあるが、特に民間の負担について定めているということはない。要するに、国の全額負担が原則。一方、アクセシビリティとか人材等の利用環境整備に関する施策に関しては、補助、助成というような方法もとられている。
- ・次に、委託や請負等のプロジェクトが、どのような課題に対応しているのかということ も、特色として挙げられる。この辺りに関しては、アウトプットとかアウトカムの欄をご

らんいただければ、おおよそおわかりいただけるはず。

- ・まず、①「効果の検証」といったものがある。例えば、【2-2】「ユビキタス健康医療技術推進事業」では、医療現場でユビキタス技術を使ったらどれくらい作業時間が短縮するかというような、医療現場での効率化といったものがアウトカム、アウトプットに挙げられている。またテレワークでも、テレワークの労働品質がどうなるかや、あるいはC0₂排出がどうなるか等、環境効果の検証といったものが目的とされている。
- ・②「課題の把握」を目的とするものもある。例えば、【2-1】「健康情報活用基盤実証事業」、浦添でやっているEHRであるが、EHR構築に係る技術的な課題の把握といったものを目的にしている。また行政分野では、電子政府のプラットフォーム構築のための技術的な課題抽出等々が目的とされている。
- ・③幅広い意味での「ノウハウの獲得、普及」といったものが目的として挙げられている。例えば【1-3】「フューチャースクール推進事業」では、学校現場における I C T 環境 整備のためのガイドラインの策定といったものを目的にしている。【<math>3-1】「地域児童見守りシステムモデル事業」では、手引き書の作成。また自治体クラウドでは、技術的課題に対する対応案と、それから自治体が守るべき共通ルール案の策定といったものが目的。環境では、C O $_2$ 排出に非常に効果を発揮するベストプラクティスの策定。これらさまざまなノウハウの獲得、普及というのがある。
- ・④「標準的な技術仕様の確立、普及」もある。これは先ほどの「課題の把握」や「ノウハウの獲得、普及」とも関係する話。例えば、先ほどの【3-1】「地域児童見守りシステムモデル事業」では、技術仕様の普及といったものも手引き書の中に含まれている。また、【4-5】「地域情報プラットフォーム推進事業」では、インターフェイスの実用仕様案の策定といったものもある。環境の【6-3】では、通信プロトコルの技術規格の策定等々が挙げられている。
- ・⑤技術開発。これはセキュリティ分野に限定されているが、総合科学技術会議での評価を受けて実施をしているというようなもの。
- ・以上、①「効果等の検証」、②「課題の把握」、③「ノウハウの獲得・普及」、④「標準的な技術仕様の確立・普及」、⑤「技術開発」、大体これくらいの目的を持って取り組まれていると分類できるのではないかと思う。他にもいろんな分析の仕方があると思うが、ご参考までということでご理解をいただきたい。

(6) フリーディスカッション

- ・本日は第1回なので、ただいまの報告も踏まえ、主としてこのWGのミッションである「総務省がICT利活用施策を重点的に推進していくべき分野と推進方策」について、フリーディスカッションということで、どんどん論点を出していただきたい。<村上座長>・質問であるが、今ご説明いただいたものの中でセキュリティや人材、ユニバーサルデザイン等は「横ぐし」に当たると思うが、その横ぐしでやったときに、各分野別に反映させるべき施策や技術というものが、うまく適合されるものがあるのではないかと思う。例えば、情報セキュリティの観点でいえば、医療と防災に同じものが使えるなど。そういう検討はなされているか。
- ・個別の成果に関して、その時々に反映につとめていると思うが、システマティックに必ず、「こういう形でフィードバックをしていく」というような仕組みが、今のICT利活用施策の中でつくられているということはない。<事務局>
- ・省庁を超えた場合の連携は難しいところも多々あろうと思うが、例えば、医療だけで言 っても、20世紀から21世紀にかけてものすごく大きな医療改革を実はやってい る。98年から99年にかけて、日本全体に急性期病院、いわゆる総合病院と呼ばれるよ うな病院の平均在院日数は1人当たり30日を超えていた。これを小泉改革以降、ほぼ3 分の1、大体10日、短い病院では今5日から7日になっている。これはものすごい大規 模な行政改革で、おそらく世界でも類を見ないスピードで大規模な医療改革を今やってい る最中である。その1つの弊害が、医療崩壊という形であらわれてきている。予算や制度 上の問題で言うと、厚生省の保険局で支払われている医療保険を外出しにした。仮に一ヶ 月入院していると考えると、最初の10日間だけは医療保険が出るけれども、あとの20 日間在宅に持っていくということは、介護保険、もしくは民間の保険にやったという、も のすごく大きな財政誘導がある。あまりこれまでICTでは議論されていないと思うが、 これはある意味、ICTを使う絶好のチャンスで、お財布のひもが違うということは、制 度もひもづけされていないので、もともとの財布から別のお財布に移ったときに、この連 携がうまくいっていないので、今在宅医療がターゲットになっている。ということは、こ の大きな制度改革をしたときに、ICTを使うのはものすごく大きなチャンスだったと思 う。事務局からご説明いただいた中のプロジェクトとか企画に、そういう観点からのはあ まり見受けられなかったように思う。要するに、制度上やりやすいので、今ある枠組みの 中でどういうふうにやっていくかというところは、たくさん医療関係も行われているが、 保険局の中で行われている健康保険の部分と老人保健局で行われている介護のところが、

うまくミックスするような形がもしできれば、これはICTがうまく活用できる1つのパターンになるのではないか。そういうときに、できれば横ぐしの連携がうまくとれていると、こちらからこちらに持っていったとき、できれば分野を超えて、なるべくプラットフォーム的なところの共通化が図られていると隣に持っていきやすい、もしくは隣と連携しやすいというところがある。

- ・事務局の説明の中で、事業の目的の②に「課題の把握」があった。この「課題の把握」の中には、「制度上の壁」が見出されるというようなことがあったか。もしあったとした場合に、どのような制度改革をして、それが実行できるように改善していったか。例えば【1-1】「学校インターネット事業」のアウトカムで、サーバに蓄積された教育用ビデオ情報を効率的に一斉配信できる技術を確立しましたと書いてあるが、小学校や中学校で、こういう形で教育用ビデオ情報を利用しているという話は聞いたことがない。NHK教育放送の番組がこのような形で配信されているという話もほとんど聞かない。実は著作権法で、放送と自動公衆送信とが違う区分になっているのでできないわけだが、そのような制度上の壁を見つけて、こういうふうに変えたほうが良いのではないかというようにして、実際に変えた実績はあるのか。先ほどの指摘と同様、今ある枠組みの中でできる実験ばかりやっていないかという質問。
- ・例えば地域情報プラットフォームの関係だと、システムの標準化だけではなく、自治体業務の標準化といったものも入っている。その場合には、その業務の標準化というのは、とりもなおさず自治体の内部規定という話になると思うが、そういったものの改革も伴っていたのではないかと思う。また、【2-6】「ユビキタス特区事業」の一つのプロジェクトで、個人情報保護法の関係で医療情報の保存場所に関する厚生労働省のガイドラインがあるが、SaaS型の電子カルテシステム等の導入のためのガイドラインを総務省と厚生労働省が共同で作り、その結果、この「診療録等の保存を行う場所について」という厚生労働省の通知が改正されたという事例もある。<事務局>
- ・先ほどの指摘は、厚生労働省の話であったし、私の発言も、文部科学省のことを言っている。実際には、総務省の所掌範囲の中でICTの利活用と言ってもすごく限定されており、農業分野であれば農林水産省の壁を壊さなきゃいけないかもしれない。そういう意味で、総務省が「今の制度ではこういうことができないが、ICT利活用したらもっとこうよくなるんだ」ということは、当然主張する機会というのは設けるべき。
- ・厚生労働省の所掌の壁を変えろと申し上げているわけではなくて、もう変わった。変わ

った結果として、実は現場がまだなかなか追いついていないので、その追いつけるのを助 けるためにICTが使えるのではないかということ。課題の検討を本会でやろうと思って いるわけではなく、また総務省の仕事でもないと思っているので、そうではなくて、もう 課題が明らかになっているところに、うまく使うような実証実験なりプロジェクトはでき るのではないかという意味が1つ。もう一点つけ加えると、これは多分、全分野に共通だ と思うが、WHOの事務局の一人として困っていることは、個人情報に関する取扱いが国 の間でものすごく違っている。ある意味で南北問題でもあるが、南の国は非常に個人情報 が取り扱えた。だから、ICT投資がすごく盛んになると。それはデータが取りたいから。 一方、北の国々というのは、なかなか個人情報の取扱いが難しいので、どうしてもICT 投資というのは、南のほうにつきやすい傾向がある。困ってアメリカは2年前に、ARR Aというアメリカ経済再生法の中でハイテク法というのを作り、もともと医療関係はHIPA Aという法律があったが、2年前に大きな制度改正をやって、利活用が進むような法案改 正をやっている。それも医療だけでやったわけではなくARRA(経済再生法)全体のプ ラットフォームの中で医療もやった。EUも同じように、ヨーロピアン・コミッションの 中で制度改革をやって、去る12月17日、その両者が提携しようというふうな形の調印 がなされた。残念ながら我が国はそこに入っていない。要は、そういうふうに個人情報を 扱うような場合とかいろんなプラットフォームをつくる場合は、国を超えたような議論が どうしても必要になってくる場合がある。現実に国際プロジェクト回す立場になると、レ ギュレーションに言及せざるを得ないため、国際的な視野も少し入れた上で、できれば分 野間に、ある程度、共通なところなどが議論できると助かる。

・経済の立場からみても I C T の利活用は大変重要で、日本が抱えている「課題解決と成長戦略」の要(かなめ)になっている。様々な課題の解決という中の1つとして今「医療」が議論になっているが、「横ぐし」の発想でみると、「価値ある情報の利活用に関する社会的なコンセンサス」がポイントと思える。解像度の高い個々の情報をうまく使えば、最適な治療の方法を導いたり、免疫学的にうまく検証したりできる。加えて、医療から介護へのスムーズな移行などの場面では、公的負担の問題など、共通番号制度の議論にも関わってくると思う。いずれにしても、「価値ある情報の取扱いに関する社会的な合意の形成」というのが、共通するかぎのひとつになるだろう。

・資料利1-5を見て思うことは、アウトカムをできるだけ金額に換算して、それが社会 全体に拡がったときのインパクトを試算してはどうかということだ。例えば、日本は医療 費の増加が問題になっているが、ICTで効果的な予防医療ができることなど、実証実験を行った地域では、同じような年齢構成のほかの地域に比べると高齢者医療の負担が低いという結果があるなら、それを全国的に普及させるとどれだけの課題解決につながるかが「見える化」する。他にも、女性の就労者人口の約4%に相当する人が、子育てなどの事情で働きたいけど働いていないという状況にあるようだが、テレワークが全体に広がっていけば、労働力人口の減少がこれだけ緩和できる。つまり、経済成長というマクロ面から考えても、ICTを使うことにより今の制約条件を打破できる。こういう点をできるだけ見えるように工夫することも、1つミッションではないか。

- ・資料利1-5の【2-7】~【2-11】はいずれも医療・介護・福祉関係のプロジェクトであるが、アウトカムにあるような数字を出してもらうように、関係学会と連携しながら数字を出すということでフォローを行おうとしているところ。〈事務局〉
- ・国の政策として考えていく場合に、個々の数字だけでなく、できればそれらの個々の実験を通じてやったことをしっかり東ねて、日本全体の課題解決にどうつながるか、マクロ的な効果を出していくとわかりやすくなると思う。ICTそのものが国の政策の中で一丁目一番地かどうかは別として、医療や社会保障など、一丁目一番地にあるような課題を解決するためにICTの利活用が重要だということは確かではないか。せっかく各種の実証実験結果があるのだから、単に羅列するのではなく、うまく補完し結集させていくことで、この点を明確にしていくことがこのWGでは重要だろうと思う。
- ・今提起されたような問題意識は、ICTサイドには、おそらくない。こういう重要な課題が、「課題ドリブン」で提起されて、それに対して、それを実現するのにICTが鍵だと、ICTで、すでにある現行の技術でやれるんであればそれでよいが、何か国がやらなければいけないものがあるとすれば、そういうものをやるという、どちらかというと、これまでICTの「技術ドリブン」で議論がされている。それをもう少し「課題ドリブン」にしないと、今、議論されているような効果はなかなか出てこない。ただ、この総務省のICT利活用施策で、そういう「課題ドリブン」なものをどこまで出せるかというのは、かなり大きなハードルがありそうである。こういう省をまたがるような課題が出てくるときには、例えば、教育のときは、文科省の担当部局と相談しながらやるものなのか。それとも、ICTサイドで、これが課題であるということで立ち上げていくものなのか。

・例えば、フューチャースクールに関しては、総務省のほうから文部科学省のほうに話を

<村上座長>

持ち込んだというような経緯がある。ただ、同じタイミングで、ちょうど文部科学省でも 問題意識を持っていたから、話が前へ進展した。これが全く相手が問題意識を持っていな かったときに、フューチャースクールみたいな形で、文部科学省と総務省が共同で、同じ フィールドで実証実験までやって、全国展開を目指すかといえば、なかなかそうはならな いということだろうと考える。<事務局>

- ・それぞれの役所役所だったり、あるいは抱えている課題をどう受けとめるかという、その省庁の受けとめ方の問題とか、そういうのはあって、一概にどうこうということは言えない。遠隔医療なんかは、厚生労働省と連携しながら進めていく必要があるが、彼らの主張からすれば、その前にやるべきこともあるし、ともかく、これだけ医療費がかかって、これをどうしていくかという問題への解決が必要な中で、遠隔医療で、また別に診療報酬をつけるのは簡単なことではないと。実は、それにエビデンスを重ねることによって、本来の医療費の節約につながるんだという議論はしているのだが、なかなか思いの違いがあったり、その中でどういうふうに進めていくかが悩ましいところである。文科省とのフューチャースクールについては、かなり方向は文科省として合っているということがある。事業仕分けの中では、これは文科省の仕事だという話にはなったが、ICT関係の機器の利活用の面においては、やはり総務省の仕事だと。そこにコンテンツを入れて、どう使っていくかというのは、それは文科省だと、そういうふうな役割分担をきちんとして、23年度、引き続き継続してやるとなっている。<事務局>
- ・先ほどもご指摘をいただき、それから行政刷新会議からもご指摘いただいているのが、その「縦糸」。要するに、縦横がある。この七、人年ぐらいずっと、どちらかというと政策を体系化するときに、「縦糸」を軸に体系化してきており、教育であるとか、行政であるとか、そのカテゴリーの中に、いろんな基盤の話とか、セキュリティの話とかやっていると、結果として、医療の分野でのセキュリティの話は、それだけでどんどん進んでいき、教育の話とシンクがとれているかというと、あまりとれていないような話になってきている。背後にそもそも所管問題みたいな話がある。今、我々がどう受けとめ、投げかけられているのは、ひょっとしたら「横糸」を軸に考えるべきなんじゃないかということ。例えば、情報活用とか、プライバシーも含めて、「セキュリティ」や「料金体系」、「ネットワークのホスト」、「標準化」等、そういう「横ぐし」を置いといて、その中に適用分野、教育であるとか、医療であるとかいうような政策体系の組みかえというのが必要ではないかという感覚を、今持っている。

・今、農業が随分話題になっていて、大体出てくるのが、ハードウェア的な話ばかりだが、 実は農業は食、農、環境、それから教育、文化、観光と全部つながっている。実際に農業 現場が景観になっているというのは北海道にいっぱいあるし、GDPベースでいっても、 農業は1.5%ぐらいと言われるが、これが食とくっつくと大体10%弱になる。農業は このごろTPPでもよく出てくるが、GDPが2%以下になるというのが、先進国のある 意味定義みたいなもの。アメリカも 1.1 だし、スウェーデンに至っては 0.2。 ドイツ も0.8。にもかかわらず、例えば、フランスとかアメリカは自給率が100を超えてい るというのは矛盾があって、国の保護の程度が自給率にあらわれてくるという世界。そう いう前段として、今言われているのは「6次産業」。「 $1 \times 2 \times 3$ 」という言い方とか、 「農商工連携」とか。それをつなぐのはICTしかない。それはハードウェアでハード的 につなぐのではなくて、知識をつないでいくとか、どうやって出口から生産までつなぐの かとか、そこのノウハウ的なもののほうが重要。例えば、センサネットワークを圃場につ けたとする。だけど、それを使える農家がどれだけいるのかというと、普及の問題、教育 の問題になる。それから、ブロードバンド。例えば、三重県は100%近いと言われるが、 私が実験を行っている熊野古道のすぐそばは、スカパーの衛星ネットワークをつけてもら ってやらないとネットワークはつながらない。小豆島でオリーブもやっているが、そこは、 実はソフトバンク携帯を持っていくと電話がかけられない。実はブロードバンド普及率と いうのは、人間が普通に暮らしているところの普及率であって、圃場の普及率では全然な い。ハードウェアにも問題がまだ残っている。それからソフトウェア的に人材育成という 問題も残っている。それから、もう一つ、出口としてよく消費者と言うが、もう一つは、 レストランとか調理の現場がある。この中の、例えば調理師専門学校の話に話を移すと、 調理師というのは農水省ではなく厚生省。だから今、調理師の専門学校で農業のことも学 ばせようと思ったときに、カリキュラムが組めなくなっている。そこもICTでデータベ ース化しなきゃいけない。あと食文化も実はデータベース化しなきゃいけない。しかし日 本だと、ツイッターなんかを使ってやろうとすると進まないので、我々はシンガポールの EDBと話をして、シンガポールに拠点をつくろう。パブリックドメインの味覚データベ ースなんかは、もう日本を捨てようというような話もしている。したがってICTは実は 食の環境の分野だと、本当にいくらでもあるし、「ICTこそ命」というような感じなの であるが、我々が例えば予算申請しようとすると、農水省へ行くと栽培を書かないと当た らない、経産省に行くとデバイスを書かないと当たらない、総務省はICTでないと当た

らない。しかし本当は3つ全部必要なのである。そのようなプロジェクトを書くと、どこも当たらないで、毎回落ちる。こういう問題を総務省でなきや実は解決できない。要するに利活用というのは、例えば文科省の話であっても、総務省がキーになってつくっていくような話。それは医療の話だってそうだと思う。仕分け人が少しおかしいのではないかと思うところもあるが、「利活用」に徹した考え方を、もっときちんと省庁を超えて考えていかなければならない。例えばクラウドの場合、農業クラウドは国がつくらないとだれも作ることができない。国が例えば、3兆円戸別補償するくらいなら、1兆円くらい入れてクラウドをつくり、そうするといろんな産業がクラウドづくりに入れる。クラウドを使っていくというのは若い世代になるかもしれないし、ICTを使う世代になるかもしれない。だから考え方をちょっと根本的に変えないと、農業へのICTというのは必要だがうまくいかないような気がする。

- ・今回のWGの議論を聞いていて、テーマが非常に広過ぎて、議論が構造化されていないような感じが少しした。やはりICTにフォーカスするというよりも、「課題解決」にフォーカスしていくことが重要と思うが、その中で制度変更の提言も視野に議論することが必要だと思う。総務省のWGということなので、課題解決を実現する社会システムを載せるためのITプラットフォームの議論をするのかなと思って来たが、このWGで考えなければいけないのは、どうやって課題を洗い出して、その課題をどうやってプライオリティをつけていくのかというルールづくり、スキームづくり、ではないか。省庁クロスでの活動を国全体に提言するような、他省庁とのコラボレーションを推進するようなスキームづくりを、このWGが提言できたらいいと感じた。
- ・例えば、知識に関しても、「リンクド・オープンデータ」という、ティム・バーナーズ =リーが推奨しているのがあり、アメリカではニューヨーク・タイムズやBBCも、それ に従ってDBペディアを中枢にしていろいろと情報リンクを張るような形になってきてい る。農業でも実は知識体系の整理などが必要であるが、日本では情報に対して知財の問題 が絡んでいて、オープンデータという概念がほとんどない。その辺も共通の話題になるか と思う。
- ・プラットフォームというような切り方でやっていくと、必然的に出てくる問題があり、 インターフェイスの問題もあるし、セキュリティの問題もある。そういうものがぶら下が っていくというような構造の方が議論がしやすいのではないかと考える。<村上座長>
- ・先ほども横軸・横串の話が出たが、私も、横断的に考えないとどうにもならないような

話というのが幾つかあるような気がする。1つは、やはり人材の話。企業のCIOの方々 等と日々話をすると、やはりそこで言われているような問題点というのは、業界を問わず 共通的な話が多い。やはりICTの活用技術というか、活用のノウハウみたいな話は、水 平展開可能なものがたくさんあるのは間違いない。但し、ICT人材の育成において、留 意しなければいけないのは、私はもともとSEで開発技術を取得していたわけだが、それ だけではなく、その時々によってICT人材に必要なケイパビリティがどんどん変わって きているという点だ。ソフトウェアをつくる技術のほうから始まり、プロジェクトマネジ メントに注目が集まり、CIO的側面から経営管理のテーマがクローズアップされ、ごく 最近では、ICTを使っていかにマーケティングを行い、どうやってお金を稼ぐかみたい なところにシフトしてきている。どんどんICT人材に求められているものは変化してい く。だから、そういう人たちを教育するためのコンテンツや方法論もどんどん変わってこ なければいけない。ICT人材をどのように育成していくかは間違いなく横断的な話では ないかと思う。もう一つ横断的な対応が必要なのは、「情報活用」に関する外部環境につ いてである。話に出たとおり、ICT自体よりも実は「情報」のほうが大事である。「情 報を活用する」ということそのものがイノベーションの源泉であるから。その重要な情報 活用において、「個人情報保護」のような話は横断的な対応が必要な分野だと思う。情報 というものを活用していく上で、ハンドリングしたり、ギャザリングするときのルールと か取り決めみたいなものは、横断的に決めないといけない。さらにいえば、電子的情報に 関する、「法的な証拠能力」に関する議論も同じように横断的な見解が求められると考え ている。この類のテーマは色々な省庁とお話ししても、問題意識は持っていただけるが、 個別省庁だけで決定できる話ではないので難しいということになり、そこで議論が終わっ てしまう。全体を取りまとめるという機構がなければ進まないテーマだと思う。必要とな るセキュリティの強度の話、それから個人情報保護、プライバシーの話、このような情報 を管理し、活用する場面におけるルールのようなことは、やはり横断的な議論が必要だと 考えている。

・本WGというレイヤと、もう一つ、IT戦略本部というレイヤがあって、さらにもう一つ上に成長戦略というレイヤがある。今扱っている問題は、いずれも3つともつながらないとやれないような、すごく粒度の大きな問題である。そういう中で、WGの場でどういうことができ、どういうことを要請していくべきなのかというのをきちっと整理していく必要がある。<村上座長>

・国民的な視点から申し上げれば、これはある意味で、冒頭、事務局からお話があったよ うに、税の財源の非常に逼迫した中で、税資源をどのように行政サービスに配分されるか という部分というのが一番大きなテーマにあると思う。その中で言うと、やはり行政のサ ービスがどれほどいいものかということが、国民にわかりやすい説明をどうしていくかと いう部分が大事。そういった観点で考えると、このICT利活用施策のアウトプットが、素 材なのか、半製品なのか、完成品なのかという、さきほどの縦軸、横軸というのと近い部 分はあるが、そういった意味で、かなりの部分は素材、行政サービスの素材をつくってい るのかなというような気がする。そういった観点で言えば、やはり完成品の姿で国民は、 「あ、こういうことになるのか」と、「毎日がこういうふうに変わるのか」と、これが一 番国民的に理解していただける。素材がすばらしいといっても、じゃあ、それをだれが半 製品から完成品に持っていってくれるのかと、そこの部分もあわせて、これだけいい素材 ができたんだと。ただ、ちょっと、素材はいいんだけれども、だれが使ってくれるかとか、 素材のほうから、完成品のほうに働きかけておられていたり、素材がよければ、素材だけ どんどんつくってみようかという、その辺の連携というのが、多分、今まで他の構成員の 指摘だったと思う。その素材をさらに続けて開発しようという場合は、全体の完成までの ロードマップみたいなものとか、その完成までの課題とかを、やはり、少しこれ以上前に 出るときのテーマアップとして、国民に見えるようにして、ある最低限の合意が、完成さ せるだという合意が存在をするという整理をした方が、国民的にはわかりやすいと考える。 もちろん制度的な課題も出てくれば、ロードマップとして10年はかかるなというのがあ れば、正直に10年で、「うちの素材の役目は、あと半年でつくるから、あとは文科省さ んお願いね」という、全体的にわかりやすく。素材は素晴らしくても、完成品までどうに も合意がとれないのであれば、少しそこは手前に引いて、ほかの諸条件がそろうまでに、 違う素材をより重点的に強化をする、等の整理が必要。

- ・資料利1-5を見ると、8,000万の予算でこのアウトカムの国民生活ができるのかとか、子どもの見守りの地域社会の安全が1億円でできるのであれば、こんないい話はないのであるが、多分、そこのあまりの乖離に、時に惑ってしまうということはあると思う。
- ・IT戦略が2001年から始まったが、最初の頃はアウトプット志向の施策が大半で、「アウトプットを出せばそれでよい」というのがテクノロジードリブンだった時代の中心であった。そこに、アウトカムの重要性というのを入れていった。先ほどの指摘は、素材でもアウトカムを求められると。最終的な出口までやっているものをアウトカムを求める

のは当たり前であるが、素材でアウトカムを説明しようとするということが起こってしまっていると。それはさすがにできないことであり、素材からアウトカムまでの道筋を明確にするということは非常に重要である。<村上座長>

・ICT利活用の中で、クラウド化を行い、縦横の問題に係る指摘もあったが、同じところ に情報を置けばだれもが使えるというのは、わかりやすい例。クラウドの根本は情報の共 有であるから、みんながどの情報も好きに使えると言ったら、使うだけの意味から言うと 目的をほぼ達成できる。ただ、その中に、この情報はだれに見せてはならない等の問題が ある。もしかすると、ぎりぎりいっぱいのところを1回クラウドに置いてから、どういう 問題があるのかを精査し、少しずつ壁をつくってみたときに、どこで折り合えるのという のがあると思う。ただ、この話だけだと非常に範囲が広く、この話の範囲のまま議論する と、結構しんどい。どこかにある程度絞らないとだめ。また、今までやってきたICT利活 用施策というのは、一個一個は多分意味があるテーマ。ただ、ある省庁がやったり、こう いう検証実験なんかだと、1年とか2年でやるから、その間でできる範囲って限りがあっ て、実証実験やって、今度は本番に実行に普及に行きたのだけれど、それを受け取る人が 次に今いない。だから、ここを次にだれに受け渡すのか、もしくは長くやるようなプログ ラムが組めるように、どうこれから変えるか。ある期間、長くやって育てれば、きっと皆 さんが指摘する縦横がくっついていって、完成するものに実はなっていくんじゃないか。 そのときにプラットフォームは行政でクラウドを使っていく必要がある。企業に任せれば、 やはり儲かるところにしか投資しない。人のいないところに設備を作るかといったら無理 がある。そこを、どう国が補完し合うのかという議論が大事。

・提案をしたい。できれば本WGで議論を行いたいのは、先ほども指摘があった「集合知」。これでベンチャービジネスの基盤づくりをやっていただけると、大体どの分野にも使えるんではないか。集合知をやるに当たって、やっぱり壁になるのは、個人情報保護法の問題の他に、IP (Intellectual Property) という問題、著作権とかの問題もあるし、一方では、不正利用を防ぐためのトレーサビリティというか、デジタル・フォレンジック的な技術もある。それから暗号化、匿名化、マスキングの問題なんかもあり、これはかなり多くのところで使える技術。UKとアメリカは、このために法改正まで行って、具体的に使えるように持っていっている。昨年の6月27日だったと思うが、オーストラリア連邦政府は法案改正を行って、7月1日から国民総背番号にして、医療に限っていますが、それも成功している。そういう意味で、各国が今、集合知にものすごく期待を寄せているとこ

ろがある。労働集約型の産業を効率化するということは、どうしても職を失う人が出てくる可能性が高いなど、陰の面も出てくるが、そういう意味では集合知の問題に関して言えば、損をする人はほとんどいないというか、うまくみんなで知恵を出せば、みんな三方一両得になる可能性が高い。どの分野でやっても比較的ステークホルダー間の調整がしやすい。

具体的には、暗号化とか、匿名化のセキュリティもあるし、利活用であるから、情報をうまく流通させる仕組みが必要なので、流通させるときの暗号化。流通して、暗号化することによって、トレーサビリティも持たせられるし、それから安全な形で情報を移動させることができる。そういうような基盤というのは、おそらく分野に関係なく、共通的に必要なところだろう。あとは、証拠性という意味での学問、いわゆるデジタル・フォレンジックというような学問のところも必要であるし、先ほどの知的財産権の割り当て方というか、どういうふうに持ち合うか、シェアするかというようなことも多分必要になってくる。

- ・今の点は、私も大変重要だと思う。「価値ある情報の使い方」ということで、今、暗号化などの技術の話が出たが、実は個人情報保護法など様々な法律や制度の運用のところで行き詰まっていることも数多くある。細かな話では、そもそも個人情報を保護すべく匿名化 (ハッシュ化) しようとすれば、そのこと自体が個人情報の利用に当たるのではないかという具合で、訴訟リスクを懸念して動きが鈍くなっている。医療の分野では、通達か何かがあって、それは可能となっているようだが、他の分野にまで応用できるかどうかがグレーなので躊躇しているというような話も聞く。したがって、情報の利活用に関しては、法律そのものだけでなくその運用も含めて広く合意の形成が重要。
- ・もう一つ提案がある。資料利1-5で、先ほども指摘したとおり、一つ一つは大変意味があると思うが、あれもやっている、これもやっているという散逸した印象の羅列や列挙ではなく、せっかくこれだけのことをやっているのだから、そこから共通する「横ぐし」の課題を抽出できると思う。これだけ材料があるのだから、もう一度、再構成してはどうか。例えば地域医療などを考えても、情報爆発のクラウド時代になると、個々の病院ではもうメンテナンスもできない。大学病院でもそうだ。地域の医療機関がクラウド型で医療情報を取り扱うときに、集合知情報だけでなく、個々人の識別情報をどう共有して取り扱うかという問題は避けて通れない。この点は、国の給付つき税額控除など、他の大きい政策にも共通にかかわってくる大変な重要な課題だ。
- ・初めのうちでないとこういう破壊的な議論できないので言うが、本当は議論したいのは

情報の利活用で、情報利活用政策。そのためにICTは何ができるかということだと思う。 ・私もまさに情報の利活用がしたくて、そういう意味で、さっきの集合知の中にさらに加 えたいのは、やはりセマンティックwebを本当に使えるようにする。欧米がやはりうま くいくのは、英語ということ。だから、日本語に対して、どういうふうな形をつくってい くのか。例えば、リンクド・オープンデータの話も、ウィキペディアのDBペティアが英 語にできて、それで、ばーっといっぱい集まってきているのであるが、日本語は2010 年から国立情報学研究所がようやく何か手をつけ出したようなところがあって、でも農業 って、農業に関して言えば、日本語じゃないとだめ。英語だと、だれも見てくれない。だ から、日本語というものを、もう少しきちんと考えてもらいたいというのもつけ加えたい。 ・今の一連の議論というのは、最初に提起された、課題を解決するためのICT活用とい うのと、ちょっとずれてきているのではないか。横軸で、もう少しジェネリックなテーマ 設定をして、そこもICT利活用のスコープの中に入れるべき。今挙げられている「セキ ュリティ」や「ユニバーサルデザイン」等に付加して、集合知ではなかなか理解しにくい ので、これをわかりやすいテーマに落とすということが必要。一方、「課題解決のための ICT利活用」という、もう一つの大きな方向は依然として存在すると考える。<村上座 長>

・やはり「何のための利活用なのか」というところに、もう一度、立ち返ることが必要だと思う。私はICTの利用先進国の一つ、デンマークを研究しているが、デンマークは「課題解決型のICT利活用」を推進している。日本と非常に違う点は、デンマークではICTは利活用することが当たり前なので、「ICT利用:ICT Usage」とか言ってもあまりピンとこない。ICTは、利活用して課題を解決して初めて意味がある。技術と利用は一体で、技術は使われてこそ意味があるという思想が強い。日本も、そこの認識をもう一度新たにする必要があると思う。今回のWGで「重点推進分野」を議論するに当たって、当該分野が重点だということを言うためには、やはり評価の議論が重要だ。デンマークのように「課題解決」に立ち返った場合、課題を解決するためには、目標がきちんと設定されるので、それに対する評価や効果の検証というのも、もちろん必要になってくる。また、その施策を"事業"として見ることも重要になる。事業を継続するためには、事後評価だけでなくその事業を開始する際の事前評価というものも非常に重要になってくる。デンマークでは、こういう事業の委託をする場合、企業の投資と同じようにリスクテーキングをするという考え方が一般的。例えば、委託する予算のうち、国が半分とか、企業とか大学

が少しずつ費用を負担するなど、みんなでリスクテーキングをしながら、期間を決めて評価をして、その事業をやめる・やめないという判断をしている。また、デンマークの場合、課題解決型の事業を進める際、「ユーザの視点」というのが非常に大切にされ、その事業がユーザに役立つものでなくてはいけないという考え方がすごく強い。そのために、ユーザと対話をしながら、システムなどを改良しながら、完成物につなげて、課題を解決につなげていく、非常にユーザドリブンなイノベーションが行われている。評価と合わせて、「ユーザの視点」という観点も、後半の議論になると思うが、考えていけたらいいかなと思う。

- ・今の仕組みだと、膨大な事後評価の作業があるのであるが、事前では、ほとんどない。 本日の議論でも出ているように、事前のところはちょっと手薄という問題があるのかもしれない。<村上座長>
- ・誤解を招いたかもしれなので、ちょっと訂正をしたい。私が申し上げた、先ほどの情報 利活用の問題は、あくまで課題解決をする中で出てくる問題であり、マクロとしては、まず「課題解決」が重要だというふうに考えている。ただし、実際に、先ほど申し上げた介護と医療の連携なんかをする場合は、そこで集まった情報を持っているオーナーが、必ずしも患者さんだけとは限らない。ヘルパーの情報であったり、ドクターの情報であったり。そうすると、今の制度では、この情報連携ができない。したがって、うまく利活用しようとすれば、患者目線とはもう一つ別に、サービスプロバイダー側から言うと、サービス提供者側のノウハウの利活用というのも当然必要になってくるわけで、そこら辺の取扱いが、今、非常にグレーゾーンが大きくて、特に個人情報を取り扱う、例えば、感染症であるとか、がんの患者の取扱いは微妙な問題であるから、その辺、うまく取り扱えるかどうかって、必ず壁にぶつかってしまう。私が最初に申し上げたことはぶれていないつもりで、その上で、そういう問題が具体的に出てくるということを申し上げました。
- ・あと、今、国民 I D制度の中で議論されている問題があって、最後まで行こうとすると、そう簡単にスコープを広げられない。社会保障・税の一体改革の議論においては今は最も狭いスコープで議論をしようとしているので、それが固まって後の議論として、もう少し、その議論を拡大していくということができるようになるかもしれないが、ここでの国民 I Dの議論は、一定の制約があると思う。<村上座長>
- ・資料利1-5の医療のアウトカムなどを見ていると、農業に使えそうなアウトカムもたくさんある。しかし、モジュール化あるいはシステム化されたアウトカムになっていない。

ICTはそれができる世界だと思うので、アウトカムの中にその辺を織り込まねばならないと考える。

(7) 閉会

村上座長から、「今日、いろんな専門的な視点からのご発言もあったので、今日のような問題意識を、この場、共有しながら、これからの進め方として、構成員の皆さんにプレゼンテーションをいただき、議論を深めていきたいと思う。よろしくお願いする。」との発言があり、次回以降、そのように進めることとなった。

松田情報流通振興統括補佐からから、メールによる意見交換も引き続き進めるため、メーリングリストによるメール会議の場を設置することについて提案があり、了解された。

(以上)